



神奈川県

パートナーからの暴力に 悩んでいませんか

ドメスティック・バイオレンス (DV) に悩む女性たちへ

もくじ

これも暴力なのです	2
絶対に暴力は許されません	3
暴力はどのように起きているのか？	4
ドメスティック・バイオレンス(DV)の背後にあるもの	6
なぜ、逃げ出せないのか？	7
まちがいです！ ドメスティック・バイオレンスに対するあなたの 思い込み	8
ドメスティック・バイオレンスの影響は？	9
悩んでいるあなたへ	10
あなたが相談されたら	11
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)とは？	12
ドメスティック・バイオレンスについての県内の相談窓口	15
女性のための県内の相談窓口	17

■「ドメスティック・バイオレンス」という言葉の使用について

「ドメスティック・バイオレンス」という言葉は、アメリカで1970年代に始まった「殴られた女性たちの運動 (Battered Women's Movement)」から生まれた言葉で、「夫や恋人など親密な関係にある、または、あった男性から女性に対してふるわれる暴力」という意味で使われていました。

日本では、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」がDV防止法と呼ばれており、女性に対する暴力だけでなく、男性に対する暴力も対象としています。また、同性のパートナー間でふるわれる暴力も対象になります。

これも暴力なのです

≡ ドメスティック・バイオレンス (DV) とは？

愛し合って暮らし始めた配偶者から、あるいは交際を始めた恋人から、突然、殴られたり蹴られたり、毎日のように「バカ！」などの暴言を吐かれたとしたら…。誰も目前で起きていることが信じられないことでしょう。

このように、配偶者や恋人、婚約者、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた恋人など親密な関係にある者からふるわれる暴力や暴言などをドメスティック・バイオレンス (DV) といいます。

≡ これも暴力なのです

暴力にはどんなものがあるのでしょうか。次のように、身体に危害を加える行為だけではなく、暴言を吐く、生活費を渡さない、性行為を強要する、交友関係を著しく制約するなど暴力になります。ドメスティック・バイオレンスは、これらの暴力が複雑に絡み合い、繰り返して起きています。

≡ 暴力の代表的な形態

身体的暴力	殴る／蹴る／首を絞める／髪を持って引きずり回す／包丁で切りつける／階段から突き落とす／タバコの火を押し付ける／熱湯をかける 等
精神的 (心理的) 暴力	暴言を吐く／脅かす／無視する／浮気・不貞を疑う／家から締め出す／大事にしているものを壊す／子どもに危害を加えると脅す 等
経済的暴力	生活費を渡さない／女性が働き収入を得ることを妨げる／借金を重ねる 等
性的暴力	性行為を強要する／ポルノを見せたり、道具のように扱う／避妊に協力しない 等
社会的暴力 (社会的隔離)	外出や親族・友人との付き合いを制限する／メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する 等
その他	「おまえは家事だけやっていればいいんだ」、「この家の主は俺だ」などを男性の特権のように振りかざす／暴力をふるう原因や責任を女性に転嫁する 等

絶対に暴力は許されません

≡ なぜ、今まで問題にされなかったのか？

街中で他人同士の間で起こった暴力は、警察に通報され、犯罪として処理されます。しかし、家庭内で起こる暴力は、「このくらいは大したことはない」と、声を上げることがあきらめたり、「私にも悪いところがあったから」と、自分の被害より、相手の行動や考え方を優先しがちでした。

また、相談された身内が、「がまんが足りない」、「世間体が悪い」などと言ったり、女性が外部に相談しても、今までは単なる夫婦げんかとみなされたり、放置されてきました。このため被害が潜在化・長期化し、殺人にまで発展することもありました。

≡ 暴力は、最大の人権侵害であり「犯罪」行為です！

私たちには自分の能力を十分に発揮し、人生を豊かに生きる権利がありますが、こうした権利を侵害し、弱い立場にある人を支配しようとする行為は暴力です。身体的暴力であれ、精神的暴力あるいは性的暴力であれ、**暴力はふるう方が悪い**のです。人は誰も、暴力的な環境の中では豊かに生きることはできません。

「暴力はふるう方が悪い」という視点で、身の回りで起きているドメスティック・バイオレンスを見直してみる必要があります。

暴力はどのように起きているのか？

女性約4人に1人は配偶者から被害を受けたことがある

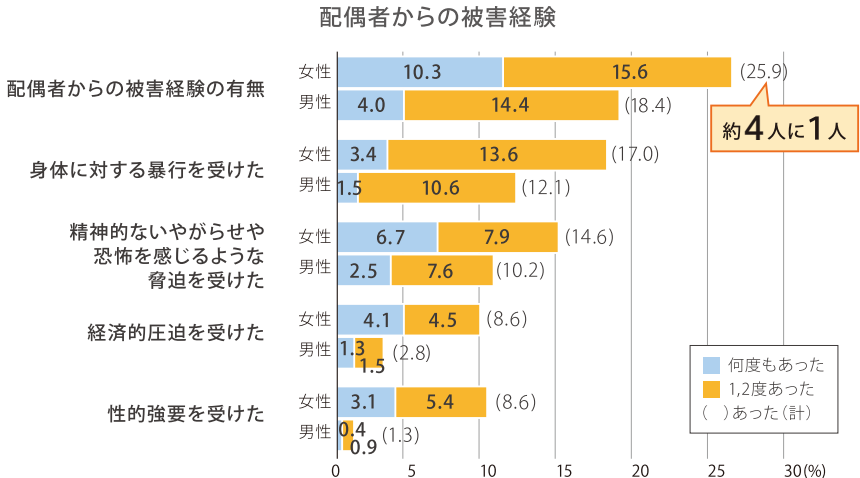
内閣府が2020年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、次のようになっています。

被害経験があった女性は25.9%で、約4人に1人は配偶者から被害を受けたことがあります。

配偶者から殴ったり、蹴ったりといった「身体に対する暴行を受けた」女性は17.0%で、そのうち約5分の1にあたる3.4%は何度も被害を受け、「精神的いやがらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた」女性は14.6%で、そのうち約2分の1にあたる6.7%は何度も被害を受けていました。「経済的圧迫を受けた」女性は8.6%、「性的強要を受けた」女性は8.6%となっています。

<参考> 被害経験があった男性は18.4%で約5人に1人でした。

「身体に対する暴行を受けた」男性は12.1%で、そのうち約8分の1にあたる1.5%は何度も被害を受け、「精神的いやがらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた」男性は10.2%で、そのうち約4分の1にあたる2.5%は何度も被害を受けていました。「経済的圧迫を受けた」男性は2.8%、「性的強要を受けた」男性は1.3%となっています。



回答者 = 配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む)がいる女性 1,400人、男性 1,191人

女性約4割が相談しなかった

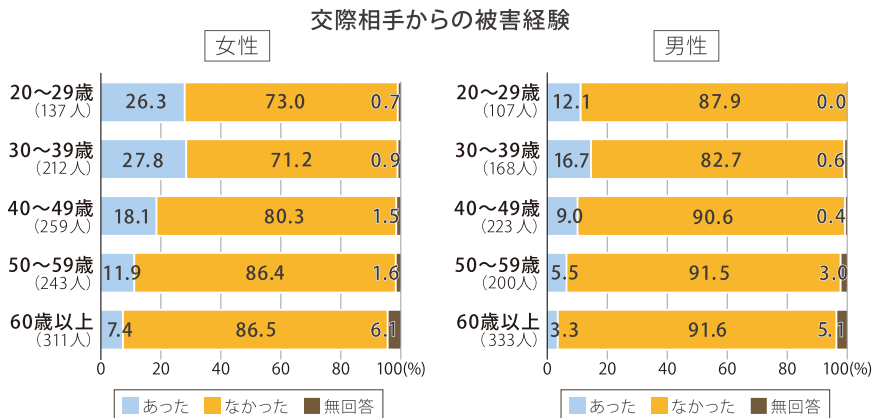
しかし、これまでに配偶者から何らかの被害を受けたことのある女性のうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」のは41.6%で、まだまだ多くの女性が相談しない状況にあります。「家族や親戚に相談した」が31.1%、「友人・知人に相談した」が28.9%となっています。

<参考> 男性は、「どこ(だれ)にも相談しなかった」のは57.1% (約6割)で、「家族や親戚に相談した」が15.5%、「友人・知人に相談した」が17.8%と、女性に比べて相談しない傾向にあります。

20代・30代の女性の4人に1人以上は交際相手からの被害経験がある

また、交際相手からの被害経験の有無を年代別にみると、女性は、20～29歳の26.3%、30～39歳の27.8%が、「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「経済的圧迫」、「性的強要」のいずれかの行為を受けたことがあります。

<参考> 男性は、20～29歳が12.1%、30～39歳が16.7%となっています。



回答者 = これまでに(結婚している人は結婚前に)「交際相手がい(いた)」女性1,162人、男性1,031人
 ※「あった」は「10～20歳代にあった」もしくは「30歳代以上にあった」のいずれかを回答した人の計

ドメスティック・バイオレンス (DV) の 背後にあるもの

暴力の本質

ドメスティック・バイオレンスとは、カップルに一時的、たまたま起こるけんかといった問題ではありません。

男女の経済力の格差、社会的地位の差、固定的な性別役割分担意識、女性を対等なパートナーと認めない女性差別の意識、また妻への暴力は許されるという誤った認識が社会の根底にあることによって起こります。

これらの構造的な問題が、婚姻や恋愛関係にある男女の間にも働いて、様々な暴力を生み出すことに大きく関係しています。

ドメスティック・バイオレンスとは、社会的に立場の強い男性が、体力、経済力、社会的信用などのパワー（力）を背景に、様々な暴力を巧妙に使い分け、立場の弱い女性への力と支配を揺るぎないものとしていく行為です。

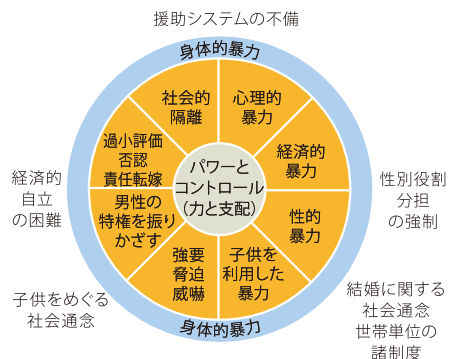
支配の構図

右図は暴力の本質と構造を表したものです。中心の、**男性のパワー（力）**とそれに基づく**コントロール（支配）**という車軸が、**支配の手段**である様々な暴力という車輪を動かしています。

「身体的暴力」という車輪は誰の目にも明らかですが、車輪の内側には、外からは認識しにくい「**心理的暴力**」、「**経済的暴力**」などが、車輪を膨らます空気圧のように作用して暴力の効果を強くしています。

暴力の車輪が回り始めると、女性は社会にある様々な制約の中で身動きが取れず、支配の構図から抜け出しにくくなります。

パワーとコントロールの車輪



(出典) この図は、ミネソタ州ドゥルース市のドメスティック・バイオレンス介入プロジェクト作成の図を引用した「夫（恋人）からの暴力」調査研究会著「ドメスティック・バイオレンス（新版）」17頁に掲載されている図を著者の許可を得て加筆修正したものです。

なぜ、逃げ出せないのか？

≡ 暴力に支配され、孤立する女性の生活

家庭などの閉じられた空間の中では、いつ暴力をふるわれるか分からない、逆らったり逃げたりすると更に暴力が執拗(しつよう)に繰り返され激しくなる、という不安、緊張、恐怖から女性は次第に言動を自ら制限し、畏縮(いしゆく)し社会から孤立していき、逃げる気力と機会を失っていきます。

暴力的な環境の中で生活していると、人は自信を失い、無力感に襲われ、感受性を麻痺させて現状に適応しようとし、また、暴力をふるう男性が望むことを最優先して行動するようになります。

このため、女性の生活はますます暴力に支配され、暴力から逃げ出せなくなるのです。

≡ 暴力からの避難を妨げる社会的要因

一般的に、「ドメスティック・バイオレンスは家庭の中の問題」、「妻は夫に従うべき」、「どんな父親でも子どものためには必要」といった誤った社会の通念や意識、経済的自立が困難なことなど、女性を取り巻く様々な見えない壁が、女性が暴力から避難するのを躊躇(ちゅうちょ)させあきらめさせる原因となっています。

このため、ドメスティック・バイオレンスへの対応を遅らせ、被害を拡大させる原因にもなっています。

Aさんの場合

夫とは妊娠がわかってから結婚した。付き合っている頃はやさしかったのに、妊娠直後から夫の暴言がはじまり、「稼ぎもないくせにでかい口たたくな」、「誰のおかげで飯が食えると思っているのか」と大声でどなり、「お前みたいなのと結婚して貧乏くじをひいた」と毎日のように罵声をあびせられた。

出産後しばらくは夫からの暴言は収まっていたが、最近は殴る、皿を投げつけるなどの身体的な暴力がはじまり、殴られて鼓膜が破け、子どもを抱っこした状態のまま髪をつかんで引きずりまわされたこともあった。幸い子どもにけがはなかったが、次に何かあったらと思うと恐ろしくて仕方がない。でも、子どもはまだ小さく働くこともできないので、こんな仕打ちを受けても夫のもとで、がまんしていくしかないのかとも思う。

【ましがいです！ドメスティック・バイオレンスに 対するあなたの思い込み】

ドメスティック・バイオレンスは粗暴な男性が行うものという誤ったイメージが一般的に強いことから、このイメージに合わない女性が周囲に相談してもドメスティック・バイオレンスとは受け止めてもらえず、対応を遅らせ被害を拡大させる原因にもなっています。

これまでの国内外の調査から、そのようなドメスティック・バイオレンスのイメージは事実と異なることが明らかになっています。

≡ 暴力をふるう男性は、特別な男性ではない

暴力をふるう男性の中には、家庭の外では人当たりが良く、定職を持ち社会的信用がある人も多く、周囲から「家で妻に対し暴力をふるっているとは想像できない。」と思われている人もいます。

確かに、アルコールや薬物との関連が問題視されることがありますが、暴力をふるう人の多くは、それとは関係なく自ら暴力を選択しており、決定的な要因ではありません。

≡ 被害者・加害者とも、年齢・学歴・収入との関係性はない

今まで行われた調査からは、ドメスティック・バイオレンスは、年齢、教育程度の高低、職業の有無や種類、年収にかかわらず、あらゆる階層で発生していることが明らかになっています。

≡ 暴力は、ふるわれる側に責任はない

「男性が殴るのは、女性にそれなりの原因があるからだ。」という身勝手な理屈があります。これは、「女性が男性の意向に沿わないときには、暴力をふるってもいい。」という誤った社会通念を前提にしています。

加害者は、自分の非を隠すために暴力を使うこともあり、大した暴力ではないと過小に考えています。また、自分より弱い立場の者を支配し服従させるために、暴力という手段を選んでいるともいわれます。

暴力は人権を著しく侵害するものであり、絶対に許されません。暴力は、ふるう側に責任があるのです。

{ ドメスティック・バイオレンスの影響は? }

≡ 広範囲に及ぶ…心身や生活への影響、子どもへの影響

暴力は、将来への不安や絶望、孤独感、男性への恐怖心、さらには自責の念などにより女性の心を深く傷つけます。暴力が**トラウマ（心の傷）**となり、**PTSD（心的外傷後ストレス障害）**を引き起こすことも多く、**不眠、頭痛、動悸、下痢、胃痛**などの身体的症状があらわれることもあります。さらに、傷ついた女性が**自らの命を絶つこと**や、思い余って**加害者を殺害すること**もあります。

身体的な暴力をふるわれることによるけがは、あざ・打ち身、切り傷をはじめ、火傷、鼓膜や肋骨・脊髄の損傷など様々で、**後遺症が残ったり、時として死に至る**こともあります。

また、女性の意思を無視した一方的なセックスなどの性的暴力は、**望まない妊娠や中絶**の原因にもなります。妊娠中に暴力が始まったり、エスカレートすることも多く、**流産や死産**との関連性も指摘されています。このほかにも、暴力によるけがや身体的・精神的影響が原因で、**仕事を続けられなくなったり、人間不信で対人関係に悪影響が出たり、自己評価が低くなる**などの影響もあります。

さらには、**子どもの心身にも様々な影響があらわれます**。ドメスティック・バイオレンスを目撃すると**情緒不安定になる**こともあるほか、**成長して自らも暴力をふるうようになる危険性も指摘**されています。児童虐待防止法では、**子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうことを子どもへの虐待として禁止**しています。

Bさんの場合

結婚直後から、気に入らないことがあると、ひどくののしられたり、たたく、蹴るの暴力を受け、父に相談したが、「子どもがいるからがまんしろ」といわれて以来、実家には相談しなかった。その後も暴力はひどく、ある時殴られてあごの骨にヒビが入り、馬乗りになって首をしめられ気を失いかけた。子どもが止めに入ったところ投げ飛ばされ、「おばあちゃん、ママが死んじゃうよ」という電話で実家の母の知るところとなった。暴力を振るったあとは人が変わったようにやさしくなり、泣きながらもうしないと誓うので、何とか離婚しないで済ませたいと思っていたが、小3の息子が、「パパがママを殴るのはボクがいけないんだ、ボクが死んじゃえбайいんだ」というのを聞き、このままではいけないと思い実家に帰った。

悩んでいるあなたへ

安全に、安心してくらすために

現在、夫や恋人から暴力を受けて悩んでいるあなた、「家庭内の問題」だからと自分で解決しようとしていませんか。

長い期間、暴力にさらされた生活をしていると、誰も信じられなくなり、無力感やあきらめ、孤立感を深め、怒りを感じる力さえ失ってしまうことがあります。

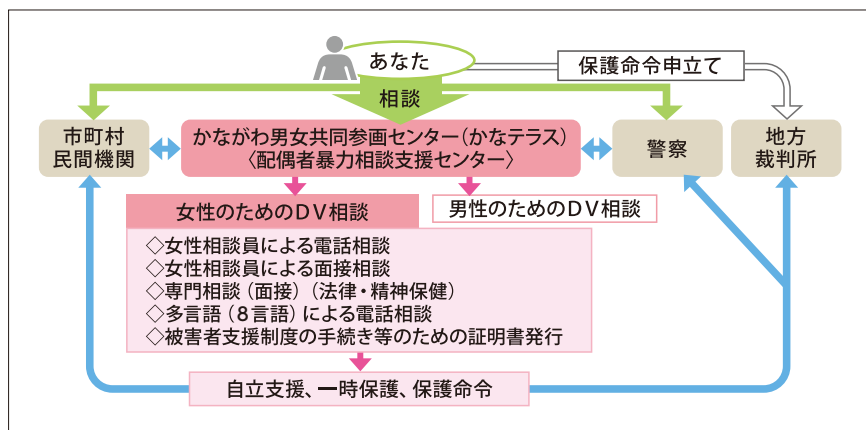
ドメスティック・バイオレンスは、女性の身に偶然起きた不幸な出来事ではなく、人権侵害であり、命にも関わる危険な「犯罪」です。誰もが、暴力を受けない、安全に、安心してくらす権利を持っています。

「悪いのは私」と一人で背負い込まないで、まず、相談を！

家庭内の暴力を外部に相談することは勇気のいることですが、自分や子どもたちの安全や将来のために援助を求めることは、あなたの大切な権利です。県内には、あなたの悩みを受け入れてくれる相談機関や警察があります。(15ページ以降をご覧ください。)

「悪いのは私…」と、一人で背負い込まずに、まず相談してください。

DV 相談から支援までの流れ



あなたが相談されたら

≡ 「あなたは悪くない」というあなたの言葉が力になる

ドメスティック・バイオレンスで苦しんでいる女性がいたら、彼女の話をおりのままに受け止めてください。そして、「あなたは悪くない」と声を掛けてほしいのです。そのことが、どれだけ彼女の力となることでしょうか。

「夫の言い分も聞いてみなくては…」とか、「殴るからにはそれなりの理由が…」という言葉や態度は、被害を受けた女性を傷つけるだけでなく、せっかく勇気を出して始めた相談を止めてしまう原因にもなります。

心からの励ましやドメスティック・バイオレンスについての支援・相談機関の情報を提供するなどの支援活動は、女性にとって大きな力となります。

しかし、緊急の場合は個人で解決しようとせず、女性のための相談機関や警察署に、まず相談してください。

≡ 「迷惑を掛けたくない」、「身内の恥」の意識を捨て 「どんな暴力も許さない！」の決意を！

これまで日本では、家庭内の争い事は、「迷惑を掛けたくない」、「身内の恥」という意識が働き、外に向かって助けを求めることはあまりありませんでした。また、周囲の人も女性の身体に暴力の痕跡を目にしても、「自転車で転んだ」などと彼女が説明すれば、それ以上立ち入るのを避けてきました。そのためにドメスティック・バイオレンスは、新聞などで報じられる「死」という結末で終わることが少なくありませんでした。

こうしたことから、DV防止法では、暴力を受けている人を発見した人は配偶者暴力相談支援センターや警察に通報をするよう呼び掛けています。これは、社会の協力により、被害者を早期に保護するためです。

この法律では、医師や医療関係者も、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報することができることとなっていますが、被害者の意思を尊重するよう努めることとなっています。けがをした場合は、安心して医師の診断を受けるよう勧めてください。

ドメスティック・バイオレンスは社会全体で解決すべき問題です。「どんな暴力も許さない！」という、一人ひとりの決意が重要です。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）とは？

≡ DV防止法成立までの歴史

女性への暴力に対する取組が進むきっかけになったのは、1993年の国連総会で、女性への暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、克服すべき重要な課題であるとして、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されたことです。

また、1995年に北京で開催された国連第4回世界女性会議では、「北京宣言及び行動綱領」に、女性に対する暴力を防止し、根絶するための総合的な対策を講じる必要性が明記され、この問題が世界的に共通な課題となりました。

≡ DV防止法の成立

日本でもドメスティック・バイオレンスが社会問題として取り上げられるようになり、これまで「家庭内のこと」と見過ごされてきた、夫やパートナーからの暴力を防止し被害者を保護するため、2001年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、「法は家庭内に入らず」という従来からの社会通念を打ち破り、家庭内の暴力でも犯罪になることが明確になりました。その後2004年、2007年に被害者保護の充実を図るため法改正が行われ、2013年には、**生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者も適用対象**とし、名称も「**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**」（DV防止法）と改められました。2020年4月に施行された改正法では、児童虐待と密接な関連があるとされるドメスティック・バイオレンスの被害者の適切な保護のため、相互に連携すべき関係機関として児童相談所が追加され、**保護の適用対象として、被害者の同伴家族**が含まれることも明確になりました。

神奈川県では、DV防止法に基づき策定した「**かながわDV防止・被害者支援プラン**」により、被害者支援だけでなく、**被害の未然防止に向けた取組**をより一層進めることとしています。

≡ DV防止法が対象にする「配偶者からの暴力」とは…

この法律では、**身体的な暴力だけでなく、精神的、性的な暴力などの心身に有害な影響を及ぼす言動も対象**となります。

また、**配偶者（事実婚の者を含む。以下同じ。）からの暴力に加え、元配偶者（事実婚の解消後の者を含む。）から離婚（事実婚の解消を含む。）後も引き続き受ける暴力、生活の本拠を共にする交際相手（いわゆる同棲相手）からの暴力**も含まれます。

ただし、保護命令（14ページをご覧ください。）の対象は、身体的な暴力または生命・身体に対する脅迫に限ります。

また、女性だけでなく男性への暴力も対象となります。

≡ 配偶者暴力相談支援センターとは…

都道府県または市町村の「配偶者暴力相談支援センター」は、**被害者のための種々の相談、心身の健康を回復するための指導、被害者の一時保護に関する相談**などを行います。また、**保護命令の利用についての援助**や、被害者が自立して生活するための**情報提供、助言、関係機関との連絡調整**などを行います。

≡ 被害者の保護に関する制度は…

被害に気づいた人による「通報」（身体に対する暴力に限ります）

配偶者からの暴力を受けている人に気づいた人は、**配偶者暴力相談支援センターや警察に通報**するように努めなければなりません。また、業務上、患者に関する事柄について守秘義務のある**医師や医療関係者も、被害者の意思を尊重した上で通報**することができます。**警察官は、通報などにより配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止、被害者の保護など被害の発生を防止するための措置**を講じます。

≡ 一時保護とは…

神奈川県では、**女性の被害者及び同伴の家族を、一時的に、専用の施設で安全に保護**することができます。一時保護は、**婦人相談所（神奈川県では女性相談所といいます。）**が自ら行るか、**婦人相談所から一定の基準を満たす者（民間シェルター等）に委託して行うこと**となります。

一時保護の間に、**被害者は心身を休養させ、今後の生活についての相談や情報提供などの支援を受ける**ことができます。

≡ 保護命令（身体に対する暴力または生命・身体に対する脅迫に限ります）とは…

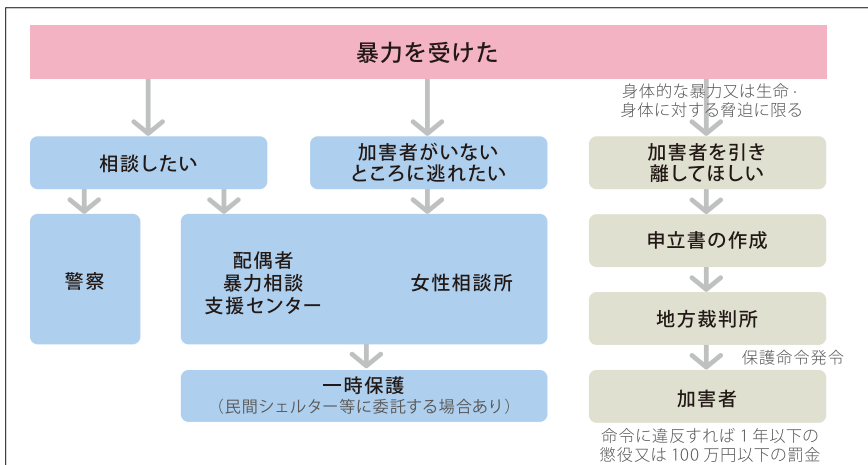
被害者が、配偶者からの暴力により生命や身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときには、被害者の安全確保のため、地方裁判所は、被害者からの申し立てにより「保護命令」を発令します。

保護命令の申し立ては、警察や配偶者暴力相談支援センターに相談した事実があれば可能です。書類は自分で作成し申し立てできますが、分からない場合は配偶者暴力相談支援センターなどに相談してみましょう。

保護命令は、申立人に対して発令されます。その内容は、以下のとおりです。

- ・申立人への接近禁止命令
 - ・申立人と同居する子への接近禁止命令
 - ・申立人の親族等への接近禁止命令
 - ・申立人への電話等禁止命令（面会の要求、夜間の電話など）
 - ・申立人と共に住む住居からの退去命令
- …………… 6か月間
- …………… 2か月間

≡ 法的な流れ



≡ ドメスティック・バイオレンスについての 県内の相談窓口


■ 神奈川県配偶者暴力相談支援センター

※受付日は、年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
女性のためのDV相談 〔かながわ男女共同参画センター〕 〔かなテラス〕 ※面接相談は要予約	月～金(祝日除く)	9:00～21:00	0466-26-5550
	土・日(祝日除く)	9:00～17:00	
女性への暴力相談 「週末ホットライン」	土・日(祝日除く)	17:00～21:00	045-451-0740
	祝日	9:00～21:00	
多言語による相談(女性向け) (英語、中国語、韓国・朝鮮語、 スペイン語、ポルトガル語、 タガログ語、タイ語、ベトナム語) ※面接相談は要予約	月～土	10:00～17:00	090-8002-2949
男性被害者相談 ※面接相談は要予約	月～金(祝日除く)	9:00～21:00	045-662-4530
DVIに悩む男性のための相談	月・木(祝日除く)	18:00～21:00	045-662-4531

■ 県共生推進本部室

※受付日は、年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
かながわDV相談LINE	月・火・木・土(祝日除く)	14:00～21:00	

■ 横浜市配偶者暴力相談支援センター

※受付日は、年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
横浜市DV相談支援センター (電話相談)	月～金(祝日除く)	9:30～16:30	045-671-4275
	月～金(第4木曜除く)	9:30～20:00	045-865-2040
	土・日・祝日(第4木曜除く)	9:30～16:00	

■ 川崎市配偶者暴力相談支援センター

※受付日は、年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
川崎市DV相談支援センター (電話相談)	月～金(祝日除く)	9:30～16:30	044-200-0845

■ 相模原市配偶者暴力相談支援センター

※受付日は、年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
相模原市DV相談支援センター (電話相談)	毎日 (第4月曜除く)	10:00～17:00 (火・木は18:00まで)	042-772-5990

■ 国の相談窓口

実施機関名	窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
内閣府 ※電話の他、メールや チャットでの相談も可	D V相談+ (プラス)	毎日	24時間	ご相談はこちら 
	女性の人権ホットライン	月～金 (祝日・年末年始除く)	8:30～17:15	0570-070-810 (ナビダイヤル)
横浜地方法務局 人権擁護課	インターネット人権相談 受付窓口(メール相談)	毎日	24時間	ご相談はこちら 
	SNS (LINE)による 人権相談	月～金 (祝日・年末年始除く)	8:30～17:15	

■ 神奈川県警察 ※緊急の場合は、110番してください

最寄りの警察署又は警察総合相談室にご相談ください

加賀町	045-641-0110	泉	045-805-0110	大船	0467-46-0110
山手	045-623-0110	瀬谷	045-366-0110	藤沢	0466-24-0110
磯子	045-761-0110	横浜水上	045-212-0110	藤沢北	0466-45-0110
金沢	045-782-0110	川崎	044-222-0110	茅ヶ崎	0467-82-0110
南	045-742-0110	川崎臨港	044-266-0110	平塚	0463-31-0110
伊勢佐木	045-231-0110	幸	044-548-0110	大磯	0463-72-0110
戸部	045-324-0110	中原	044-722-0110	小田原	0465-32-0110
神奈川	045-441-0110	高津	044-822-0110	松田	0465-82-0110
鶴見	045-504-0110	宮前	044-853-0110	秦野	0463-83-0110
保土ヶ谷	045-335-0110	多摩	044-922-0110	伊勢原	0463-94-0110
旭	045-361-0110	麻生	044-951-0110	厚木	046-223-0110
港南	045-842-0110	横須賀	046-822-0110	大和	046-261-0110
港北	045-546-0110	田浦	046-861-0110	座間	046-256-0110
緑	045-932-0110	横須賀南	046-835-0110	海老名	046-232-0110
青葉	045-972-0110	三崎	046-881-0110	相模原	042-754-0110
都筑	045-949-0110	葉山	046-876-0110	相模原南	042-749-0110
戸塚	045-862-0110	逗子	046-871-0110	相模原北	042-700-0110
栄	045-894-0110	鎌倉	0467-23-0110	津久井	042-780-0110

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
警察総合相談室	毎日	24時間	#9110 又は 045-664-9110

女性のための県内の相談窓口

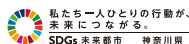
※受付日は、年末年始を除きます。

実施機関名	名称	受付曜日	受付時間	電話番号
県立女性相談所	女性電話相談室 (一般相談)	月～金(祝日除く)	9:00～16:40	0570-550-594
男女共同参画センター横浜	心とからだと 生き方の電話相談	火・水・金・土 金(祝日除く)	9:30～16:00 18:00～20:00	045-871-8080
	男女共同参画に関 する人権侵害相談 ・申出制度	月～土(木曜除く)	9:30～16:00	045-862-5063
川崎市男女共同参画 センター(すくらむ21)	女性のための 総合相談	月～木(祝日除く)	10:00～15:00	044-811-8600 (ハロー・ウイメンズ110番)
		金(祝日除く)	15:00～20:00	
		日(祝日除く)	12:00～17:00	
川崎市 人権オンブズパーソン	男女平等にかかわる 人権侵害に対する 相談	月・水・金 (祝日除く)	13:00～19:00	044-813-3111
		土(祝日除く)	9:00～15:00	
相模原市人権・男女共同参画課	ソレイユさがみ 女性相談室	毎日 (第4月曜除く)	10:00～17:00 (火・木は 18:00まで)	042-775-1777 (面接は要予約)
相模原市緑子育て支援センター				042-775-8815
相模原市中央子育て支援センター	女性相談	月～金(祝日除く)	9:00～17:00	042-769-9221
相模原市南子育て支援センター				042-701-7700
横須賀市こども家庭支援課	女性のための DV相談	月～金(祝日除く)	10:00～16:00	046-822-8307
デュオよこすか	女性のための相談室 (一般相談)	月・水・金	9:00～16:00	046-828-8177
平塚市人権・男女共同参画課	女性のための 相談窓口	月～金(祝日除く)	9:30～16:00	0463-21-9611
鎌倉市地域共生課	女性相談 (電話・面接)	月～金(祝日除く)	10:00～13:00 14:00～16:30	0467-23-9311 (面接は要予約)
藤沢市生活援護課	女性相談	月～金(祝日除く)	8:30～12:00 13:00～17:00	0466-50-3572
小田原市人権・男女共同参画課	女性相談 (DV相談)	月～金(祝日除く)	9:30～11:30 13:00～16:30	0465-33-1737 (面接は要予約)
茅ヶ崎市多様性社会推進課	女性のための 相談室	電話	月～金 (祝日除く)	10:00～16:00
		面接	月～金 (祝日除く)	10:00～16:00 (第2・第4水曜日 13:00～16:00除く)
逗子市市民協働課	女性相談	月～金(祝日除く)	9:30～12:00 13:30～16:00	046-873-5531

※受付日は、年末年始を除きます。

実施機関名	名称	受付曜日	受付時間	電話番号
三浦市市民協働課	女性相談	第2水曜 (祝日の場合は前日火曜日)	10:00～15:00	046-882-1111 (内線311)で予約
秦野市市民相談人権課	女性のための悩み相談	月～木・第2土(土曜日は電話・面接ともに完全予約制)(祝日除く)	10:00～12:00 13:00～15:00	0463-83-1812 電話・面接の予約は 0463-82-5128 へ
厚木市家庭相談課	DV相談	月～金(祝日除く)	9:00～17:00	046-221-0181 046-221-0182
	女性のための相談室 (一般相談)	月～金(祝日除く)	10:00～12:00 13:00～17:00	046-221-0123
大和市福祉事務所	DV相談	月～金(祝日除く)	9:30～16:30	046-260-5638
大和市市民相談課	女性の市民相談員による心配ごと相談	月～金(祝日除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	046-260-5104
伊勢原市福祉総務課	DV相談	月～金(祝日除く)	9:00～12:00 13:00～17:00	0463-91-9237
海老名市市民相談課	女性相談 (DV相談)	月～金(祝日除く)	9:15～12:00 13:00～17:15	046-231-2224
座間市人権・男女共同参画課	女性相談 (DV相談)	月～金(祝日除く)	9:00～12:00 13:00～17:15	046-252-8483
南足柄市女性センター	女性相談 (一般・DV相談)	月・火・木・金 (祝日除く)	10:00～12:00 13:00～17:00	0465-73-8211
綾瀬市市民課	DV相談	月～金(祝日除く)	10:00～12:15 13:00～16:45	0467-70-5605
葉山町町民健康課	DV相談	月～金(祝日除く)	14:00～17:00	046-877-1199 (専用電話)
寒川町町民窓口課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0467-74-1111(代)
大磯町町民課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0463-61-4100(代)
二宮町福祉保険課	一般相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0463-75-9289
中井町福祉課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-81-5548
大井町協働推進課	一般相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-85-5004
松田町子育て健康課	女性相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-84-5544
山北町福祉課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-75-3644
開成町福祉介護課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-84-0316
箱根町町民課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0460-85-7160
真鶴町福祉課	一般相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-68-1131
湯河原町地域政策課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-63-2111
愛川町生涯学習課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	046-285-2111
清川村保健福祉課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	046-288-3861

女性のための県内の相談窓口



※神奈川県配偶者暴力相談支援センターの相談窓口は15ページをご覧ください。
(DVに悩む男性のための相談窓口もあります。)

県保健福祉事務所

※受付は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の8時30分～17時15分です。

名称	電話番号	名称	電話番号
平塚保健福祉事務所生活福祉課	0463-32-0130	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課	0467-85-1173
鎌倉保健福祉事務所保健福祉課	0467-24-3900	厚木保健福祉事務所生活福祉課	046-224-1111
小田原保健福祉事務所生活福祉課	0465-32-8000	小田原保健福祉事務所足柄上センター生活福祉課	0465-83-5111

横浜市福祉保健センター

※受付は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の8時45分～17時です。

名称	電話番号	名称	電話番号
鶴見福祉保健センター	045-510-1840	金沢福祉保健センター	045-788-7772
神奈川福祉保健センター	045-411-7113	港北福祉保健センター	045-540-2319
西福祉保健センター	045-320-8402	緑福祉保健センター	045-930-2432
中福祉保健センター	045-224-8171	青葉福祉保健センター	045-978-2457
南福祉保健センター	045-341-1152	都筑福祉保健センター	045-948-2321
港南福祉保健センター	045-847-8410	戸塚福祉保健センター	045-866-8468
保土ヶ谷福祉保健センター	045-334-6352	栄福祉保健センター	045-894-8959
旭福祉保健センター	045-954-6117	泉福祉保健センター	045-800-2419
磯子福祉保健センター	045-750-2436	瀬谷福祉保健センター	045-367-5703

川崎市市区役所地域みまもり支援センター等

※受付は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の8時30分～17時です。

名称	電話番号	名称	電話番号
川崎市役所地域みまもり支援センター	044-201-3206	高津区役所地域みまもり支援センター	044-861-3259
大師地区健康福祉ステーション	044-271-0145	宮前区役所地域みまもり支援センター	044-856-3308
田島地区健康福祉ステーション	044-322-1978	多摩区役所地域みまもり支援センター	044-935-3101
幸区役所地域みまもり支援センター	044-556-6693	麻生区役所地域みまもり支援センター	044-965-5160
中原区役所地域みまもり支援センター	044-744-3268		



〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎2階
電話 0466(27)2111(代)
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/top.html>



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

令和5年6月発行